

四條畷市立くすのき小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月

はじめに

「四條畷市いじめ防止対策基本方針」に基づき、いじめの防止等のための基本的な考え方について「くすのき小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）において、「いじめ」は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的、形式的に行うのではなく、いじめられた児童等の立場になって当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどを注意深く確認する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所での被害発生を踏まえ、背景など事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着眼し、いじめに該当するか否かの判断を行う。

2 いじめの防止等に関する学校組織

（1）「いじめ対策委員会」構成員

校長、教頭、教務、生活指導部長、子ども支援担当、いじめ虐待防止事業担当、担任関係教職員、養護教諭、支援コーディネーター、SC、SSW、SSW サポーター等

「ケース会議」構成員

校長、教頭、教務、生活指導部長、子ども支援担当、いじめ虐待防止事業担当、担任
関係教職員、養護教諭、支援コーディネーター、SC、SSW、SSW サポーター等

(2) 主な取り組み

- ①いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ②いじめの早期発見のため、情報の収集と記録、共有を行う役割
- ③いじめの防止等に係る年間計画の作成、実行、検証、修正
- ④いじめの防止等に係る校内研修を企画・実施
- ⑤学校いじめ防止基本方針の点検・見直し（PDCA サイクルの実行を含む）

2 いじめの防止等に関する取り組み

(1) いじめの未然防止

- ①年間計画に基づき、各教科、道徳、特別活動等、学校の教育活動全体を通じて児童の成長を促す指導を行う。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図る。
- ④携帯電話やインターネットを通じて行われるいじめ防止のため、情報モラル教育に取り組む。

(2) いじめの早期発見

- ①児童のささいな変化を見逃さず、気づいた情報を共有することに努める。
- ②いじめは大人が気づきにくい場所等で行われたり、遊びやふざけあいを装うなど、いじめと判断しにくい場合があると認識する。

③hyper-QU*や、生活アンケート調査を定期的に行い、組織的にいじめの実態把握に取り組む。また、それらの実施により児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

(3) いじめの早期対応

学校の教職員が、児童等からいじめ相談を受けた場合、また事実があると思われるときは、被害児童を守り、一人で抱え込まず、速やかに子どもサポート委員会で情報共有を図る。

(4) いじめへの組織的な対処

教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携のもと、第一に被害児童を守り通す。

加害児童等には、成長支援の観点を踏まえ、自らの生活や行動などの反省を促し、将来に希望や目標をもち、より充実した学校生活を送ることができるよう教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

いじめは当事者だけでの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識するよう指導する。

(5) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情を勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまでも、一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめ再発の可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に注意深く観察する。

(6) いじめ防止のための年間計画

くすのき小学校 いじめ防止年間計画

	地域・保護者と連携した取組み	未然防止のための取組み	早期発見のための取組み	早期対応・組織的対応のための取組み
4月	入学式・始業式 家庭訪問 授業参観	学級開き	前担任より引継ぎ	生活指導部会
5月		薬物乱用防止教室(6年)		生活指導部会
6月		QU(学級状況判断) (4～6年生)	生活アンケート	生活指導部会 いじめ対策委員会
7月	個人懇談	非行防止教室 夏休みの過ごし方	スマホアンケート	生活指導部会
8月	お楽しみ会	宿泊学習(5年生)		生活指導部会
9月		スマホ教室 運動会の取組み		生活指導部会
10月	運動会	修学旅行(6年)		生活指導部会

11月	授業参観		生活アンケート	生活指導部会 いじめ対策委員会
12月	個人懇談	冬休みの過ごし方		生活指導部会
1月	高学年参観			生活指導部会
2月	低学年参観		生活アンケート	生活指導部会 いじめ対策委員会
3月		春休みの過ごし方	小中引継ぎ	生活指導部会

3 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法 第28条

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(不登校の定義を踏まえ、年間30回を目安とする)

(2) 報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 調査

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

(4) 調査の組織

学校が調査の主体となる場合は、学校に設置される、子どもサポート委員会をもとに取り組む。

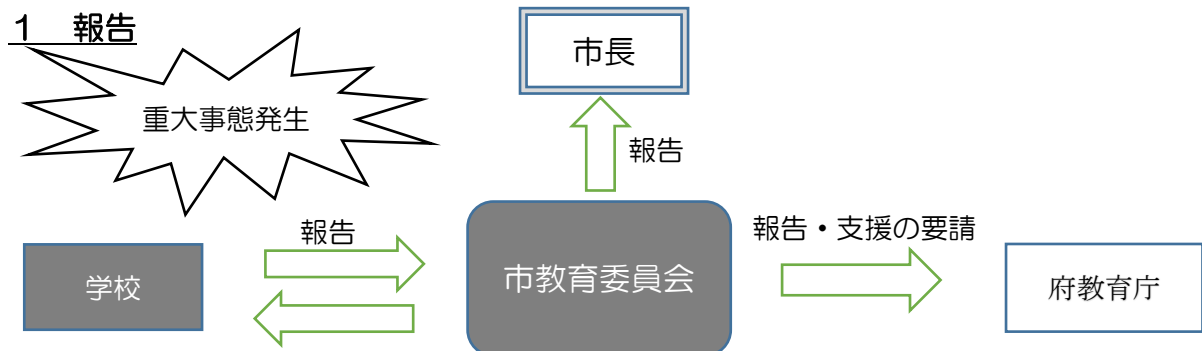
(5) 調査の実施

いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもとの人間関係、教職員がどのように対処したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(6) 調査結果の提供及び報告

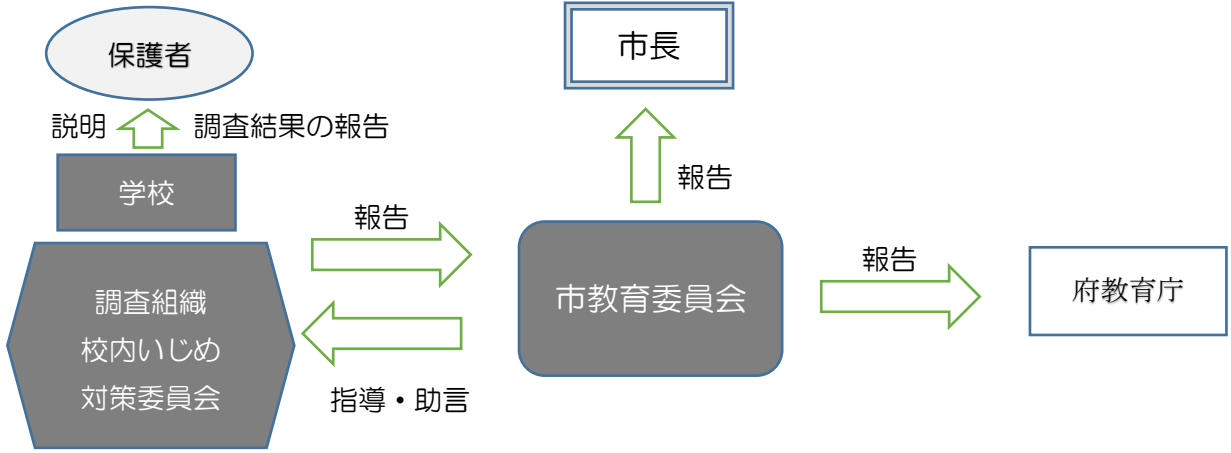
学校は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。

(7) 重大事態発生時の対応

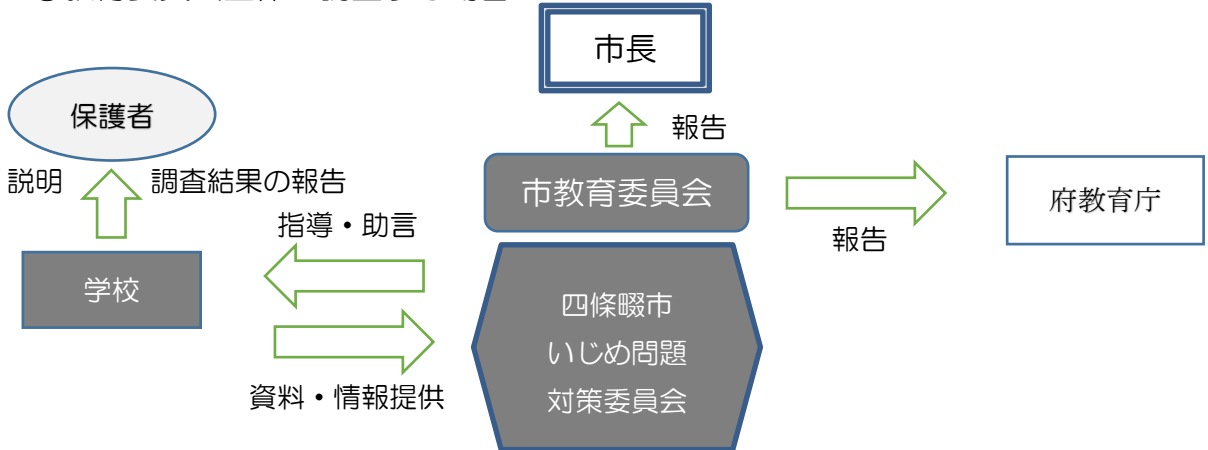


2 調査

①学校主体で調査する場合



②教育委員会主体で調査する場合



3 再調査

